

青森認定看護管理者教育課程の運営に係る連携協力協定書

公益社団法人青森県看護協会（以下「甲」という。）と公立大学法人青森県立保健大学（以下「乙」という。）は、次のとおり認定看護管理者教育課程セカンドレベル及びサードレベル（以下「教育課程」という。）の運営に係る連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携のもと相互に協力し、教育課程の円滑な運営を行うことを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について互いに連携協力するものとする。

- （1）教育課程の運営
- （2）教育課程に関する情報交換及び支援
- （3）その他、上記（1）（2）を進める上で必要な事項

（運営経費の負担）

第3条 甲は、教育課程の運営に係る経費を負担する。ただし、乙に所属する講師の旅費を除く経費については、甲は甲及び乙が協議した経費を負担する。

（施設及び機器等の使用）

第4条 乙は甲に対し、その所有する教育関連施設を教育課程の用に貸し付けるものとし、甲はその使用料を負担する。ただし、乙が法人の業務運営上又は教育研究上、特に必要と認めるときは、その使用料の全部又は一部を免除することができる。

2 乙は、乙が所有する機器等の物品を教育課程の運営にあたり必要な範囲において甲に使用させることができる。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、第2条各号の連携協力により相手方から提供された情報について、相手方の事前の了承なく第三者に開示しない。

（協定の期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から協定を更新しない旨の書面による通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（事務局）

第7条 教育課程の運営に係る事務局は、甲に置く。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項、疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議して別に定める。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

令和2年12月17日

甲 公益社団法人青森県看護協会

会長

梶谷 京子

乙 公立大学法人青森県立保健大学

理事長

上原 和子